

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回本庄市防災会議
開催日時	令和6年6月26日（水） 午前 ・午後 2時00分から 午前 ・午後 2時30分まで
開催場所	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫 2階 多目的ホール
出席者	（委員）吉田会長、原委員、古平委員、柳澤委員、野口委員（代理）、 酒井委員、松井委員（代理）、小野寺委員（代理）、粳田委員、 山下部委員、橋本委員、駒澤委員、早野委員、山田委員、榊田 委員、落合委員、齊藤委員、高柳委員、我妻委員、下野戸委員、 野沢委員、横山委員、坂口委員、溝國委員、細田委員、樺澤委 員（代理）、伊藤（義）委員、野々村委員（代理）、福島（秀） 委員（代理）、寺島委員、山田委員、鈴木委員、持田委員、矢 島委員、福島（正）委員（代理） （事務局）危機管理課（田島課長、吉岡課長補佐、石川主任、道下主事）、 株式会社パスコ（清田、李、伊藤）
欠席者	伊藤（文）委員、今井委員、岩田委員
議題 （次第）	（1）本庄市地域防災計画の改定について 1 本庄市地域防災計画素案のおもな改定内容について 2 本庄市地域防災計画素案に係る意見照会について 3 今後のスケジュールについて （2）その他
配付資料	・ 次第 ・ 本庄市防災会議委員名簿 ・ 資料1 本庄市地域防災計画の主な改定内容について ・ 資料2 防災会議委員意見照会一覧 ・ 資料3 スケジュールについて ・ 地域防災計画（素案） ・ 参考資料 本庄市防災会議条例 ・ 参考資料 本庄市防災会議規則 ・ 参考資料 本庄市防災会議に関する規程
その他特記事項	
主管課	市民生活部 危機管理課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局（危機管理課長）	<u>開会</u> 只今から本庄市防災会議をはじめさせていただきます。着座にて失礼いたします。 本日は、公私とも大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、本庄市役所危機管理課長の田島と申します。よろしくお願いいたします。 防災会議は災害対策基本法に基づき、地方自治体に設置が義務づけられており、地域防災計画の作成及び実施の推進などが所掌事務となっております。 ここで、本日の会議資料について、確認をさせていただきます。 （略） 開会に先立ちましてご報告いたします。 本日、赤十字奉仕団の伊藤委員、民生委員児童委員協議会の今井委員、埼玉ひびきの農業協同組合の岩田委員より欠席のご連絡を受けております。また、東京電力パワーグリッド様におかれましては、松岡様の代理で福島様に本日ご出席をいただいております。 本庄市防災会議規則第2条第2項では、「防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定しております。本会議の構成員38名中、本日35名の委員の皆様にご出席を頂いておりますので、定足数の要件をみたしており、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。 また、同規則第3条の規定により、本会議は公開でございます。同規則第4条及び第5条の規定に基づき、本会議の開催について、市ホームページで公表し、傍聴人の定員を10名としてご案内しておりましたが、申込みはございませんでした。 本日は、会議録作成のため、事務局にて本会議を録音させていただいております。また、会議の様子を写真撮影させていただきます。なお、計画策定に当たり、市ホームページ等に掲載させていただく場合がございますが、予めご了承ください。 本来、お一人ずつ自己紹介をいただきたいところですが、時間の都合もございましてので割愛させていただきたいと存じます。お配りした名簿と名札でご確認ください。 また本日は、本計画策定に協力をいただいております、委託業者も同席しておりますので、よろしくお願いいたします。

	それでは、これより令和 6 年度第 1 回本庄市防災会議を開催させていただきます。ここからは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。次第の 2 番目、あいさつを本防災会議の会長であります、吉田本庄市長からいただきたいと存じます。市長、お願いいたします。
吉田会長	<u>あいさつ</u> 皆さまこんにちは。お忙しい中、令和 6 年度第 1 回防災会議にご参加いただき誠にありがとうございます。皆様に置かれましては、地域の安全安心のためにご尽力を日々賜っておりますことを、厚く御礼を申し上げます。 今回は今年の 2 月 20 日に防災会議を開催しており、地域防災計画の改定方針及び防災アセスメント調査中間報告、防災戦略等についてご報告させていただきます、ご承認いただいたところでございます。 今回の防災会議につきましては、前回の会議でご承認いただいた改定方針に沿い、市役所関係部署及び防災関係団体の担当者の皆様からご意見をいただき、素案を作成したところでございます。委員の皆様にも意見照会を行い、意見をいただいております。改めて本会議において照会させていただきます、ご承認をいただければと思います。 前回の防災会議の 1 か月半前に発生した能登半島地震について、本庄市では、市民の皆様が義援金を送る中、埼玉県の方針に基づき、七尾市に対し様々な支援を実施してきたところであります。七尾市から 6 月 22 日以降の災害対応業務について七尾市職員等で対口支援によらずに行う旨の連絡があり、6 月 21 日をもって対口支援を終了したところであります。本市の防災につきましては、しっかりと万全を期し、また、全国の災害発生状況にも適時対応していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。 なお、今月の 2 日に児玉地域防災訓練を実施し、地域の方含め、181 人にご参加いただきました。災害が発生した際には、被害を最小限に留め、住民の皆様の生活の安全を確保していきたいと思っております。皆様には、今後もご協力・ご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。 防災会議委員の皆様のご健勝、また、各団体機関のご発展を心からお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。
事務局（危機管理課長）	それでは、次第の 3 番目、議事に移らせていただきます。 議長は、「防災会議規則」第 2 条第 1 項の規定に基づきまして、会長にお願いいたします。市長、よろしくお願いいたします。
吉田会長	しばらくの間、議長を務めさせていただきます。本日の会議がスムーズに進められますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。 まず、議題（1）「本庄市地域防災計画の改定について」の「1. 本庄市地域防災計画素案のおもな改定内容について」及び「2. 本庄市地域防災計画素案に係る意見照会について」を関連がございますので、一括議題といた

	します。それぞれ、事務局より説明をお願いします。
事務局（危機管理課長補佐）	<u>議題（１）－１、２</u> 右上に資料１と記載された資料をご覧ください。 資料１につきましては、地域防災計画の主な改定内容についてでございます。資料左上に※印で記載のとおり、こちらの資料は、「令和６年度 第１回庁内検討委員会（令和６年５月１４日開催）資料」として、諮ったものでございますが、委員のみなさまへの方針確認も込めまして、この場におかれましてもご説明をさせていただきます。 はじめに、中身よりも先に、資料１の構成についてご説明させていただきます。１ページ目の１が本改定の背景・目的でございます。２が計画の位置づけでございます。２ページの３が国・県の計画の動向でございます。３ページの４主な改定内容でございますが、①は３の国・県の動向を踏まえまして、整合を図る必要のある項目を記載してございます。４ページには②本市の防災施策についての改定点と、③より使いやすい計画構成についての改定点となっております。この４ページに記載されている内容が本市の防災行政に大きく関わる改定点となります。 【P1】まず、背景と目的についてですが、近年、大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、ひとたび地震が発生すると、甚大な被害が発生することが、想定されています。また、台風や線状降水帯による集中豪雨や、ゲリラ豪雨が高い頻度で発生するなどの、風水害が国内で多発しております。本市につきましても、大規模の地震や風水害への対策が喫緊の課題と考えられます。 今回の改定は、本市がめざす、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、地域で起こりえる災害の特徴を整理するとともに、近年の災害対策基本法等の法改正や、国・県の各種計画の改定内容との、整合を図りながら、より実行性の高い計画に見直しすることを目的とするものでございます。 次に２の計画の位置づけですが、本庄市地域防災計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づく計画であり、市長を会長とする本庄市防災会議が定めるものでございます。市民の生命、身体、財産の保護等のため、災害対策に関する事項をまとめたものとなっています。 【P2】法令や各種計画の動向についてですが、直近の本庄市地域防災計画の改定以降の災害関係の法の改正、国・県の上位・関連計画等の改定経緯は、こちらのとおりです。 各種災害等を契機に法令や各種計画等が改定等をされてきております。大きな動きといたしましては、令和元年の房総半島台風など毎年に渡り、大規模風水害が発生しましたが、そういった教訓を含め、令和３年５月において、水防法の改定や、避難情報のガイドラインが改定されるなどの動きがありました。それ以外も各種改定が進められております。

	【P3】国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画を確認の上、修正すべき項目を整理しました。大きな動きとしましては、避難情報に関する法改定、避難所機能の確保、安否情報の公表、住民の避難行動の理解等が挙げられます。今回の改定につきましてこれらの内容と整合を図りました。 主な改定点として、災害対策基本法の一部改正を踏まえております。 ・ 避難情報の更新（避難勧告、避難指示の一本化）ということで、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するなど避難情報の改正を追加しています。 ・ 避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成の努力義務化ということで、位置付けの強化を反映しています。 ・ 広域避難に係る事前の準備ということで、災害が起きる前に市民等を広域避難させる際の市町村間の協議などを追加しています。 防災基本計画の改定も踏まえております。 ・ 避難所における感染症対策、物資支援の充実化ということで、発熱者等専用スペース等の確保を考えたレイアウトの検討、感染防止に必要な物資・資材の備蓄などを反映しております。 ・ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進ということで、防災会議等の女性委員割合を高める内容を反映しております。 ・ 適切な避難を行うための防災教育等の実施ということで、学校における防災教育の推進について追加しています。 ・ 盛土による災害の防止に向けた対応ということで、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正指導を行うことを追加しています。 ・ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化ということで、こちらは県の施策等を踏まえた主な改定「安否不明者等氏名等公表」と重複しますが、救出・救助活動等の効率化、円滑化のため、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理した公表方針を策定し反映しています。 ・ 地震に関する情報の伝達の追加ということで、北海道・三陸沖後発地震注意情報という、気象庁から発信される情報や、長周期地震動階級という高層ビル内における地震時の人の行動の困難さなどの程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標を反映しています。 また、令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害対応からの教訓を踏まえております。 ・ 県民自らの避難行動の理解促進ということで、「避難」の意味の周知徹底、「警戒レベル」の理解促進等、マイ・タイムラインの作成・普及、避難情報の発令基準の改定を反映しております。 ・ 災害廃棄物の適正処理体制の確保ということで、災害廃棄物の仮置場
--	---

	候補地の選定や資機材・人員の確保など管理運営体制の整備を反映しております。 ・ 避難所外避難者への支援ということで、車中泊等避難者の情報を把握し、物資の提供など生活環境の確保を反映しております。 県の施策等を踏まえた主な改定は、先ほど述べた安否不明者等の氏名等の公表です。 その他、降灰シミュレーションの更新ということで、火山噴火降灰対策について、富士山噴火のシミュレーション結果が更新されたことに伴い修正しております。 【P4】②本市の防災施策等ですが、こちらは、大規模災害の発生に備え、災害対策本部設置・運営マニュアルの内容と整合と図りながら、職員配備、災害対策本部に係わる各組織の在り方を整理しました。 冒頭でも申し上げましたとおり、こちらの内容が本市の防災行政に大きく関わる改定点となります。 主な改定点ですが、防災アセスメント調査の反映です。 ・ 事前資料にて報告書を送付させていただきましたが、昨年度実施した防災アセスメント調査の結果を踏まえて、物資備蓄計画等を更新しています。これは、調査結果により15,000人から16,000人となっており、1,000人程度想定している避難者が多くなったことなどにも起因をしています。 ・ 次に業務進捗調査の結果を反映しております。災害予防計画に記載がある業務に対して進捗調査を実施し、その結果を反映とありますが、進捗があった業務については、事業の更新をした形で記載しております。進捗が途中もしくはなかった業務については、そのままの記載で整理しています。 次に組織体制・事務分掌の見直しです。災害対策本部組織体制と事務分掌を見直ししています。こちらは素案の154ページをご覧くださいけるとわかりやすいですが、お開きいただけますでしょうか。 まず、総務部欄に3つ班がございますが、職員班を職員受援班と名を変えて、受援班の役割を新たに追加いたしました。受援が必要となる大災害時には、受援に係る部署の担当者、例えば、危機管理課、財政課、課税課、環境推進課、教育総務課などの職員を動員することができるようにしております。 次に、調整部の欄の秘書広報班は、秘書班と広報班に分けました。 救援部の保育班は、こども家庭センターを追加し、保育班の班長を子育て支援課長から保育課長に変更しました。 また、児玉総合支所部を現地対策本部とし、現地対策本部を設置しない場合の所属班を平時の時と同様の部に所属いたしました。児玉総合支所班は各
--	--

	課 2 名ずつ集めて構成することをやめ、児玉総合支所部から名を変え、現地対策本部とし、現地対策本部を設置した場合は、児玉総合支所長が原則、支所総務課、支所市民福祉課、支所環境産業課等を指定して構成する組織といたしました。 事務分掌につきましては、今回の編成に係る内容に影響があった部分の変更をしています。 災害対応チームの編成については、素案の 1 6 2 ページをご覧ください。もともと、現行の段階から、横断的に部署をまたいで業務することが有効とされており、記載していたチームをわかりやすく編成例としてまとめました。 ③の「より使いやすい計画構成」についてですが、 より使いやすい構成、簡潔な文章を意識し、改定しました。改定に当たっては、平常時の組織における運用を重視しています。 ここで、先ほど開いた地域防災計画素案について、少しご紹介させていただきます。 本計画は各ページ端にインデックスとして記載がございますように第 1 編から第 4 編の構成となっております。 第 1 編が総則として、計画の策定や防災関係機関の役割分担や市民、自主防災隊及び事業所の役割、市の防災環境、計画の前提条件及び基本方針といった全体に共通する基本となるものがございます。 そして、第 2 編は、災害が起こる前に備えておくための「予防計画」、第 3 編は、災害のおそれがあるまたは起こってしまった場合の対応における「応急対策計画」、第 4 編は、災害が過ぎ去ったあとの「復旧復興計画」という作りとなっております。 特に、第 3 編の応急対策計画では、災害の種類に応じて対応が変わります。そのため、いきなり被害に見舞われる地震を基本に、台風が上陸・接近するまでの対策を盛り込んだ風水害、その他事故災害等に分かれております。 ここで、資料 1 に戻ります。主な改定点ですが、災害応急対策計画の構成変更ということで、災害時には効果的である時系列要素ではなく、活用機会の多い平常時に見やすくなるよう各業務をカテゴリ別に集約、整理することで、新たな項目を盛り込みつつも、約 4 0 0 ページから 3 4 0 ページ程度の量にスリム化を図りました。 そのため、災害予防計画の構成変更についても、各業務の予防段階、応急段階で実施すべきことが比較しやすくなるよう配慮し、同様の構成に変更しました。 計画のスリム化のため集約・整理した内容については、各部署で作成する、災害時の個別マニュアル、例えば避難所運営マニュアル、業務継続計画いわゆる BCP などに落とし込むことで、災害対応における全庁体制につながると考えております。
--	--

	以上が、（１）地域防災計画素案の主な改定内容についてとなります。 続きまして、右上に資料２と記載されたものをご覧ください。 資料２につきましては、防災会議委員意見照会一覧ということで、事前に送付させていただいた会議資料の中で、「地域防災計画素案に対する意見照会の依頼について」にて、防災会議委員からいただいた意見をまとめたものでございます。 なお、先ほど開いていただいた地域防災計画の素案につきましては、事前に関係団体の担当部局に対し、意見照会をさせていただき、６月１９日までを期限に防災会議委員へ意見照会を行わせていただいた結果を反映したものとなります。 ここで、２団体からご意見をいただきましたので、ご紹介させていただきます。 児玉郡市広域消防本部様から、消防機関の応援要請手続き手順について、ご意見をいただき、反映させていただきました。 北部地域振興センター様から、幅広い視点が確保できるための御意見をいただきました。例えば、「気象情報の中に『顕著な大雨に関する気象情報』に関する想定を追加すること」、「災害オペレーション支援システムに関する追記」、「県外だけではなく、県内からの支援も備えた追記」、「女性の配慮のための物品の追記」、「要配慮者における外国人の明記」などいただき、反映させていただきました。また誤字脱字等のご指摘もいただきました。 修正のあり無しに関わらずとなりますが、全ての委員におかれまして意見照会に協力していただき誠にありがとうございました。 以上で、議題（１）の１及び２についてのご説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いいたします。
吉田会長	ただいま、事務局から「（１）の１．本庄市地域防災計画素案のおもな改定内容について」及び「（１）の２．本庄市地域防災計画素案に係る意見照会について」説明がありましたが、ご質疑等ございましたら、挙手をお願いいたします。
	<u>質疑</u> 質疑なし
吉田会長	無いようですので、以上で質疑を終了いたします。 それでは、お諮りいたします。「（１）の１．本庄市地域防災計画素案のおもな改定内容について」及び「（１）の２．本庄市地域防災計画素案に係る意見照会について」は、今後、ただいま説明がありましてお行っていくことで、よろしいでしょうか。
	<u>審議</u>

	異議なし
吉田会長	では、このように進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。 次に、「(1) の 3. 今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局（危機管理課長補佐）	議題（1）の 3 につきましては、資料 3 を使用して、ご説明申し上げます。 資料 3 につきましては、本庄市地域防災計画の改定に係る、防災会議をはじめとした会議体のスケジュールについて掲載してございます。 振り返りとなりますが、3 つございます会議体についてご説明申し上げます。 1 つ目が、本会議でもあります、防災会議です。 2 つ目が、市の部局長級を中心に構成された庁内検討委員会です。 3 つ目が、市の係長級を中心に構成された作業部会となっており、庁内検討委員会の下位組織として存在しております。 会議体の主な役割といたしましては、防災会議が意思決定機関をつかさどり、庁内検討委員会が実効性を高めるために必要な事項を検討し、作業部会が職員による実施すべき災害対応のあり方や、市と関係機関による広域的な災害対応のあり方の検討や習熟を行います。 それぞれの、回数、日時、場所、内容については、記載のとおりでございます。 防災会議スケジュールの第 2 回に 10 月中旬と記載がございます書面開催にて実施する防災会議については、当初、予定していなかったものですが、パブリックコメントにて意見募集した結果を取りまとめ、ご報告いたしますので、大変申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。 第 3 回令和 7 年 1 月 14 日の防災会議では、素案を基にブラッシュアップされた原案をお示しし、本会議をもって承認、決定を考えております。 また今後につきましては防災会議で承認された素案を基に庁内検討委員会及び作業部会において業務継続計画、受援計画を策定してまいります。 (1) の 3 のご説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いいたします。
吉田会長	ただいま、事務局から「(1) の 3. 今後のスケジュールについて」説明がありましたが、ご質疑等ございましたら、挙手をお願いいたします。
	<u>質疑</u> 質疑なし
吉田会長	無いようですので、以上で質疑を終了いたします。 それでは、お諮りいたします。「(1) の 3. 今後のスケジュールについて」は、今後、ただいま説明がありましており行っていくことで、よろしいで

	しょうか。
	<u>審議</u> 異議なし
吉田会長	特にご意見がなければ、このようなスケジュールで進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。 次に、(2) その他について、事務局から何かありますか。
事務局（危機管理課長補佐）	令和6年2月20日に実施した前回の防災会議でお諮りいたしました防災アセスメント調査につきましては、中間報告となっており、本防災会議で結果を提示することとなっておりますので、事前に資料を配布させていた内容でございますことを、ご連絡いたします。 最後に、繰り返しとなりますが、次回の本会議は書面開催となります。 対面での開催は令和7年1月14日であり、地域防災計画の原案の承認を予定しております。スケジュールの確保や万が一、委員に変更がある場合はご連絡ください。また、その場合後任への引継ぎ等ご留意をお願いいたします。
吉田会長	只今の件につきまして、皆様から何かございますか。
	<u>質疑</u> 質疑なし
吉田会長	その他、皆様から何かございますか。
	<u>質疑</u> 質疑なし
吉田会長	無いようですので、以上で、本日予定されておりました、すべての審議は終了いたしました。 皆様のおかげをもちまして、スムーズに議事進行が出来ました事を感謝いたします。議長職を降ろさせていただきます。 どうもありがとうございました。
事務局（危機管理課長）	<u>閉会</u> 会長ありがとうございました。 これもちまして、本日の防災会議を終了いたします。 大変お世話になり、ありがとうございました。 お帰りの際は、交通事故等に遭わないよう、お気をつけてお帰りください。